

令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度えひめ医療DX推進事業委託業務

2 事業実施の背景

愛媛県（以下「県」という。）では、将来の医療需要などを基に、地域で必要となる医療体制を確保するため、地域の医療機関間での役割分担や連携を促す「地域医療構想」の取組を推進している。

しかしながら、高齢化の進展による医療需要の増加や若年人口の減少による医療人材の不足は避けて通れない課題であり、医療従事者や医療機能にも地域間での偏在が生じているなど、このままでは地域医療の維持が困難となる恐れがある。

今後、地域医療を維持していくためには、病院間での役割分担や地域内連携、医療DX推進が必要であり、その足掛かりとして、医療DXを軸とした医療機関同士の協議や情報共有の場を創出し、医療情報や各種システムの取り扱いに関する知識に長けた医療人材の確保・育成が求められている。

3 委託業務の目的

本業務では、県が「愛媛県医療DX推進協議会（仮称）」を設置し、医療機関同士で導入している各種システムの情報や先行実施している取組事例を共有する機会を提供することで、各医療機関が効率的にデジタル活用を検討・実施できる連携体制を構築する。

また、協議会へ参画する医療機関の医師や経営企画・情報担当者等を対象に、医療DXに対応できる人材を育成するためのプログラムを構築し実践することで、医療従事者の負担軽減や勤務環境改善、さらに、地域医療の課題解決等に資する取組が効果的に実行できる体制づくりを目指す。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 委託業務の内容

(1) 「愛媛県医療DX推進協議会（仮称）」の運営

県内医療機関における医療DXを推進し、医療機関同士の連携強化を図るため、県が設置する「愛媛県医療DX推進協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）の事務局機能を担い、次の①～⑤を実施する。なお、県がDX推進協議会の活動を進めていくにあたり、大学や関係団体（医師会等）、医療・介護・福祉に従事する事業者とも協働し、県内医療機関のDX

推進をサポートする体制づくりを行っていくことが重要であることも踏まえて業務を実施すること。

〔県内の医療機関数（R7.1月末現在）〕 病院：134施設、診療所(医科)：1,182施設

①設立記念交流会及び活動報告会の開催・運営

○設立記念交流会

開催時期 令和7年6月（予定）

内 容 基調講演、全国先進事例発表、地域別分科会等

○活動報告会

開催時期 令和8年2月（予定）

内 容 基調講演、全国先進事例発表、県内事例発表、テーマ別交流等

○留意事項等

- ・医療機関の管理者や事務部門の責任者等に広く参加を促し、医療DX推進に係る意識醸成を図り、医療情報に関する人材育成の必要性を認識してもらうものとする。
- ・多くの参加が得られ、満足度の高い催しとなるよう、交流会の内容（講演テーマの設定や講師の人選等）に創意工夫を図ること。
- ・開催方法は、参加者の利便性を考慮し、集合及びWEBの併用を想定している。会場や機器の確保は、受託者が行うこと。
- ・具体的な開催時期や実施内容は、業務開始後に県と受託者とが協議して決定する。

②モデル研究会の開催

医療機関に意向調査を実施し、医療機関が抱える課題の中からテーマを選定して「モデル研究会」を設置し、課題解決や情報共有のための会議を開催する。

○研究テーマ 2事例程度

〔想定されるテーマ（例）〕

「効果的なオンライン診療の導入・活用」、「院内チャットシステムの活用」等

○留意事項等

- ・モデル研究会で取り上げるテーマやテーマごとの研究会の開催回数等は、受託者からの提案を基に県と受託者とが協議して決定する。
- ・モデル研究会の運営は、受託者が企画・実施すること（会場の手配や通信機器等の準備も受託者において対応すること）。
- ・モデル研究会の参加者は、テーマごとに協議会に加入する医療機関の中から募集する。

③「お互いさまナレッジベース（仮称）」の構築

医療機関の支援ニーズ（医療機関同士がお互いのデジタル技術の活用状況や導入時の工夫を参考にして、効率的にデジタルツールの導入検討を行いたい）に応えるため、協議会加入者用のホームページ上に「お互いさまナレッジベース（仮称）」（以下「ナレッジベース」という。）を構築する。

○調査・分析等

医療機関の各種システム（電子カルテ、受付関係、医事関係、RPA等）の導入状況（事業者名、システムの内容やグレード、契約期間、契約体系等）等の調査・分析を実施し、調査結果をまとめ、ナレッジベースに掲載すること。

○相談等への対応

協議会加入者から寄せられるデジタル技術活用等に関する相談や質問の内容を精査し、最新の知見等を確認しながら適切に回答するほか、他の医療機関の取組の参考となるよう、相談等の内容を分類・整理し、ナレッジベースに掲載すること。

○留意事項等

- ・医療機関が効率的・効果的にデジタルツールの導入等が行えるよう、ナレッジベースの内容の充実を図ること。
- ・ナレッジベースを介して医療機関同士の連携や情報共有が活発に行われるよう、ナレッジベースの取組の周知を図ること。

④協議会ホームページの作成・運営管理

協議会のホームページを作成し、活動内容を発信すること。

なお、協議会ホームページは、対外的に広く情報発信するページと、協議会加入者のみが閲覧可能な専用ページの二部構成とすること。

また、協議会加入者専用ページ内には、ナレッジベースを構築（③参照）するほか、デジタルスキル研修会の録画配信データを掲載（(2)の①参照）すること。

⑤その他

協議会の活動について、広く発信すること。

また、県からの求めに応じ、協議会の取組に関する資料の作成等に協力すること。

(2) 医療情報人材育成研修の実施

医療情報の取り扱いやサイバーセキュリティ対策など、県内の医療機関がデジタル活用を進めるために必要な人材を育成するため、次の①及び②を実施する。

①デジタルスキル研修会の企画・実施

○実施方法

県下全域の医療機関の実務担当者等が受講するため、WEB会議方式で開催すること。

また、後日の視聴も可能となるよう、研修内容を録画して動画研修用に編集を行い、資料とあわせて協議会のホームページ（加入者用）に掲載すること。

○研修内容

次の内容を基本に、県と受託者が協議の上、決定する。（多くの参加者が得られるよう、研修内容を工夫すること。）

区 分	回数・時間	内 容
DX 基礎知識編	10 回程度 60 分程度/回	医療DXを推進する上で必要となる基礎知識や医療DXに関する国の動向等
デジタル 活用基礎編	10 回程度 60 分程度/回	システム構築、セキュリティ対策等に関する知識や医療情報の取扱いに係る手法等
実装ケース スタディ編	15 回程度 60 分程度/回	具体の先進事例の紹介等〔例えば、医療機関の規模に応じ、3つのカテゴリー（病院(100床以上)、病院(100床未満)、診療所）に分けて実施（3カテゴリー×5回程度）〕

○留意事項等

- ・受講者からの質問に対応できる体制を構築すること。（研修映像配信中のチャット機能の活用や録画配信視聴者が利用できる質問受付フォームの設定等）
- ・正確で分かりやすい研修が行えるよう、講師やアドバイザーを適切に配置すること。
- ・受講者（録画視聴者を含む。）の人数が把握できる機能を設定すること。

②医療機関見学・交流会の開催

医療現場におけるデジタル活用の先進事例等を学ぶため、見学・交流会を開催すること。

- 対 象 協議会に加入する医療機関の医師や実務担当者等
- 開催回数 1回以上
- そ の 他
 - ・見学先の選定や参加者の募集、実施に向けた調整は受託者が行うこと。
 - ・参加者同士が情報交換する機会（交流会の開催等）を設けること。

6 スケジュール（想定）

次を参考に、事業計画を適切に立案し、実施すること。

時 期	実 施 事 項
R 7 年 4 ～ 5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会設立、記念交流会の開催準備 ・医療情報人材育成研修の実施準備
R 7 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・記念交流会開催 ・協議会ホームページ開設 ・デジタルスキル研修会「DX基礎知識編」開始（6～7月）
R 7 年 7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ナレッジベース構築〔順次拡充〕 ・モデル研究会の設置〔テーマごとに順次開催〕
R 7 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルスキル研修会「デジタル活用基礎編」開始（8～9月）
R 7 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関見学・交流会の開催
R 7 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルスキル研修会「実装ケーススタディ編」開始（10～12月）
R 8 年 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告会開催

7 成果物

- 本業務の成果品のうち、テキストベースで作成する資料については、CD及びDVDに格納したMicrosoft Word、Excel、PowerPoint 形式又はPDF 形式による電子ファイルを提出すること。また、研修動画については、制作した動画コンテンツを収めた電子データを提出すること。（リエディット可能なマスターデータ及びMPEG-4 形式は必須）
- 県は、契約期間中においても、受託者が作成した成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。
- 本業務により得られた成果物の権利は、全て県に帰属する。

提出物	内 容
業務概要説明書	業務目的、体制、連絡先、実施内容、実施計画、スケジュール等を記載したもの
研修動画	制作した動画研修コンテンツ
研修教材・資料	上記研修動画で使用した教材・資料
実施結果報告書	構築したプログラムのカリキュラムやシラバス、テキスト及び各研修の実施結果等をまとめた報告書
会議等議事録	本業務に係る会議及び打合せの議事要約及び資料

8 留意事項

- 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、個人情報保護法その他関係法令等を遵守し、県の信用を損なう行為やその恐れがある行為は絶対に行わないこと。
- 受託者は、業務の円滑な実施と品質の確保のために必要な体制を確実に整備すること。
また、本業務の実施に当たり、十分な経験及び能力を有する者を総括責任者として配置すること。なお、本業務に係る連絡窓口は一本化すること。
- 受託者は、業務実施に関する協議・報告する場を定期的に設け、業務を円滑に遂行すること。なお、協議内容については、速やかに議事要約を作成し、県と共有すること。
- 本業務の実施に係る受託者の役職員の人件費、交通費及び宿泊費、交流会・報告会及び研究会開催に係る経費、研修会開催に係る経費（会場費、講師謝礼）並びにホームページ及びナレッジベース構築費は、全て委託金額に含まれること。その他受託者が本件業務のために要する合理的費用の負担は、県と受託者で協議して定める。